

令和7年3月31日

スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明と公表について

一般社団法人久慈市体育協会

当協会の「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、その原則・規定に照らし現況を確認いたしましたので、別添「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート」により自己説明と公表を行います。

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート

[団体名：一般社団法人久慈市体育協会]

[記載日：令和7年3月31日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人等の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を遵守している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 体育施設をはじめとする公共施設を利用して運動教室や各種競技大会等を行う際には、当該施設条例や規則、利用のきまり等を遵守している。また、指定管理施設については、関係条例、規則及び協定書を遵守して管理運営にあたっている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人久慈市体育協会の定款に基づき、理事、監事を選出している。また、諸規程に基づき、業務執行理事の役割分担を行っている。	

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 当協会のホームページを開設し、基本方針や事業計画などを公表している。	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 上部団体や関係機関・団体主催の研修会や講習会への参加を促し、受講させている。また、プログラムへの掲載を通じ、意識の徹底を図っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) スポーツ少年団指導者については、小冊子の配布や研修会の開催を通じて実施している。 競技者等を対象としたコンプライアンス研修については、競技協会やスポーツ指導者協議会と連携し、取り組むことにする。	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般社団法人久慈市体育協会財務会計規程及び庶務規程に基づき、適正に処理している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 久慈市補助金交付規則及び各種補助金交付要綱を遵守し、適正に利用している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>一般社団法人久慈市体育協会の定款に基づき、監事による監査を行っている。 また、税理士に依頼して会計処理に関する助言・指導や税務処理を実施している。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会のホームページを開設し、法人情報を開示している。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会のホームページを開設し、組織運営に係る情報をはじめ、各種情報を発信している。また、広報「体協くじ」を年3回、市内全戸へ配布している。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF向け〉の規定があるか(ある場合は下欄に記述)</p>	
原則■について	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>対応なし</p>	